

鎌倉市議会

12月定例会議案集

(その1)

平成28年

目 次

議案第 55 号 市道路線の認定について	5
議案第 56 号 修繕請負契約の締結について	8
議案第 57 号 不動産の取得について	13
議案第 58 号 不動産の取得について	17
議案第 59 号 不動産の取得について	20
議案第 60 号 不動産の取得について	23
議案第 61 号 不動産の取得について	26
議案第 62 号 不動産の取得について	29
議案第 63 号 不動産の取得について	33
議案第 64 号 不動産の取得について	36
議案第 65 号 指定管理者の指定について	39
議案第 66 号 指定管理者の指定について	40
議案第 67 号 指定管理者の指定について	41
議案第 68 号 指定管理者の指定について	42
議案第 69 号 作業センター業務に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について	43
議案第 70 号 埋蔵文化財確認調査に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について	44
議案第 71 号 鎌倉市農業委員会の委員の定数等に関する条例の制定について	45
議案第 72 号 鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	48
議案第 73 号 鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	52
議案第 74 号 鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について	55
議案第 75 号 鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の制定について	57
議案第 76 号 鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第 77 号 鎌倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するための人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	61
議案第 78 号 平成28年度鎌倉市一般会計補正予算（第4号）	63
議案第 79 号 平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	68
議案第 80 号 平成28年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	70
報告第 17 号 道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	73

議案第 55 号

市 道 路 線 の 認 定 に つ い て

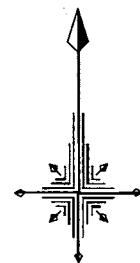
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成28年12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

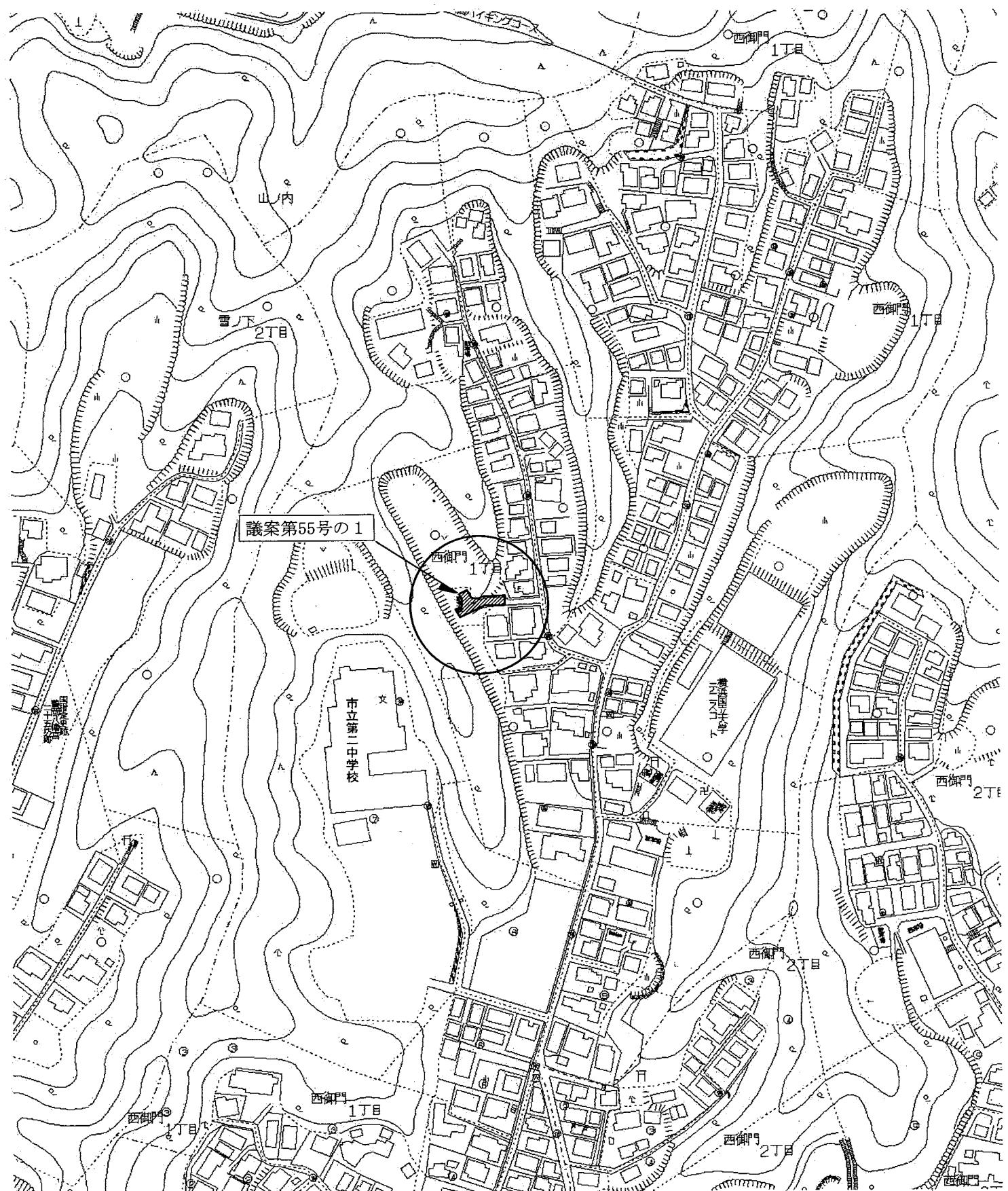
認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	西御門 一丁目	68番96	西御門 一丁目	68番1	4.50～5.38	24.10	178.17	7

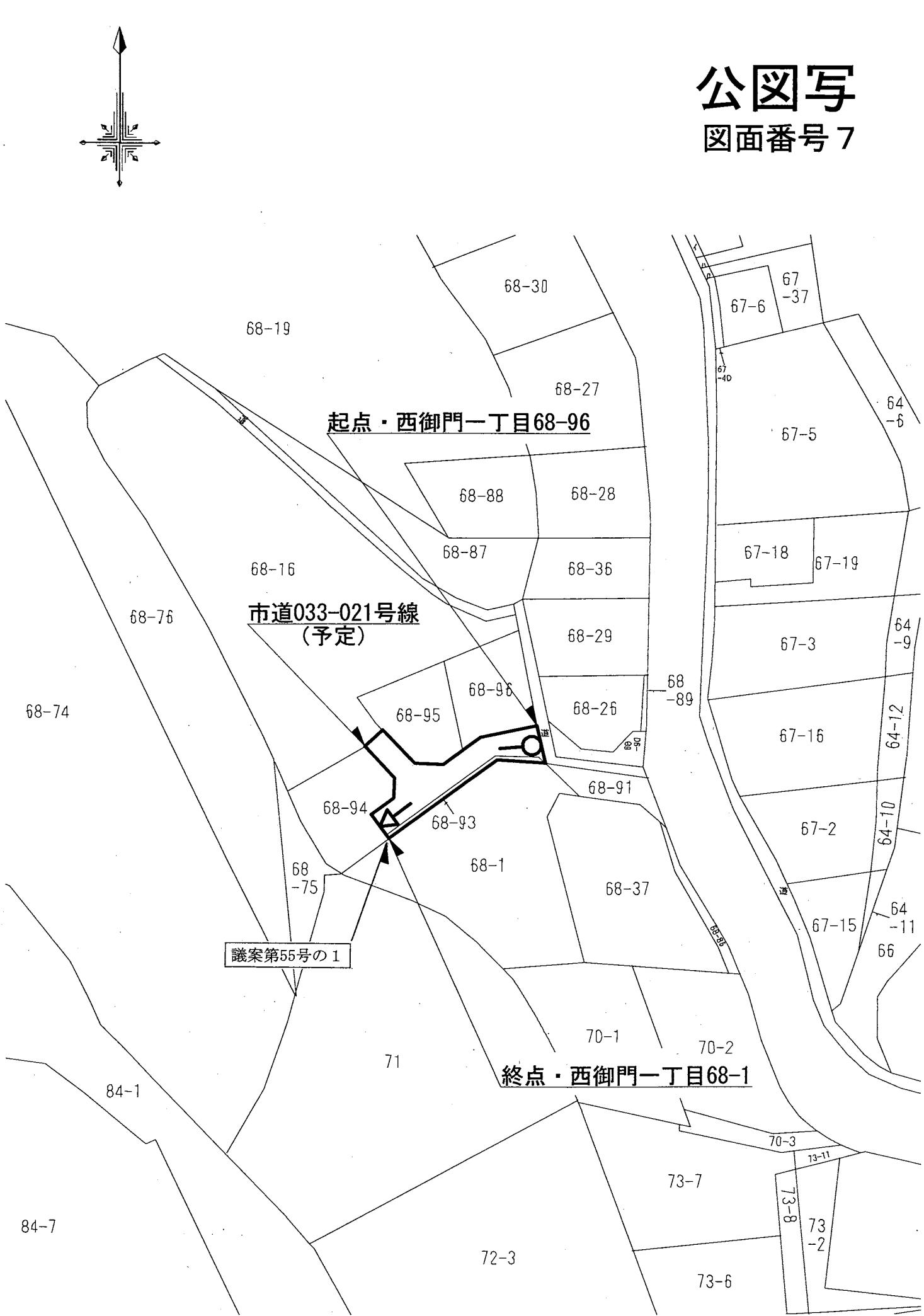


凡例

案内図 図面番号 7



公図写
図面番号 7



議案第 56 号

修繕請負契約の締結について

本市は、鎌倉芸術館舞台音響設備修繕について、一般競争入札の方法により、次のとおり修繕請負契約を締結するものとする。

平成28年12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 件 名 鎌倉芸術館舞台音響設備修繕

2 施 行 位 置 鎌倉市大船六丁目 1 番 2 号

3 契 約 金 額 247,320,000円

4 請 負 契 約 者 東京都中央区日本橋箱崎町41番12号

ヤマハサウンドシステム株式会社

代表取締役社長 宮脇 精一

「参考」

鎌倉芸術館舞台音響設備修繕仮契約書

1 件 名	鎌倉芸術館舞台音響設備修繕
2 契約業務	鎌倉芸術館舞台音響設備の更新及びそれに伴う試験調整等一式を行う。 修繕の実施については、指定された休館日に行うものとする。
3 契約施設	鎌倉芸術館 鎌倉市大船六丁目1番2号
4 契約金額	247,320,000円 (うち消費税額及び地方消費税額 18,320,000円)
5 契約期間	自 平成28年 11月 9日 至 平成29年 10月 31日
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、修繕期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。	

鎌倉市を発注者とし、ヤマハサウンドシステム株式会社を受注者とし、発注者と受注者との間ににおいて、次の事項により仮契約を締結する。

(総則)

第1条 発注者は、上記の業務（以下「修繕業務」という。）を上記の金額で受注者に委託し、受注者は、これを受諾するものとする。

2 受注者は、発注者の指示に従って、上記の期間内に修繕業務を完了させなければならない。

(成果報告)

第2条 受注者は、修繕業務が完了したときは、速やかに修繕業務の成果を発注者に報告しなければならない。

(修繕料の支払)

第3条 発注者は、前条の報告を受けた後、受注者の正当な請求により、請求を受けた日から30日以内に修繕料を受注者に支払うものとする。

2 受注者は、修繕料の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

(契約保証金)

第4条 鎌倉市契約規則（昭和39年6月鎌倉市規則第20号）第5条第3号により契約保証金を免除とする。

(期間の延長)

第5条 受注者は、天災事変その他やむを得ない事由により、期間内に修繕業務を完了させることができないときには、その事由を詳記して、発注者に期間の延長を申出ることができる。この場合において、発注者はその申出を正当と認めたときは、これを承認するものとする。

(違約金)

第6条 発注者は、受注者の責に帰すべき事由により契約期間内に修繕業務を完了しないときは、滞日数1日につき契約金の0.2%に相当する金額を受注者に対して請求する。

(契約の解除)

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 契約の解除を申出たとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、受注者又はその代理人がこの契約条項に違反したとき。
- 2 発注者は、前項の規定に基づき契約を解除した場合において履行部分のあるときは、当該部分について相当と認められる金額を支払うものとする。
- 3 第1項の規定による契約解除は、前条による違約金の請求を妨げないものとする。

(契約の金銭的履行保証)

第8条 受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに該当する保証を付さなければならぬ。ただし、第5号に掲げる保証については、履行保証保険契約の締結後、直ちに当該保険証券を市長に提供しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証書又は保証証書の提供
 - (4) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下「保証の額」という。)は、契約金額の10/100以上としなければならない。
- 3 契約金額に変更があつたときは、各当事者は、保証の額が変更後の契約金額の10/100に達するまで、保証の額の増額又は減額を請求することができる。

(損害賠償責任)

第9条 受注者は、次に掲げる事由が生じたときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 受注者が修繕業務の実施に際し、発注者又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第7条の定めによりこの契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

(かし担保責任)

第10条 受注者は、修繕業務が完了した目的物のかしについて、担保の責を負うものとする。ただし、発注者の指示した事項によって生じたかしについては、担保の責を負わないものとする。

- 2 前項に定めるかし担保の期間は、次の各号に定めるところによる。
- (1) かしの発生について、受注者に故意又は重大な過失がない場合は、修繕業務完了のときから1箇年とする。
 - (2) 前号に規定する場合以外のかしについては、当該かしを発見したときから1箇年とする。
- 3 発注者は、前項に定める期間内において、かしのある修繕業務の目的物について、受注者に対し相当の期限を定めて補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに、当該かしにより通常生ずべき損害に対する損害賠償の請求をすることができる。
- 4 前項に規定する損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 5 発注者は、第2項に定める期間内において、修繕業務を完了した目的物についてかしを発見した場合には、遅滞なく受注者に通知するものとする。

(再委託の禁止)

第11条 受注者は、修繕業務の全部を第三者に委託することができない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 受注者は、この契約から生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保に供するこ

とができない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(相手方に対する通知の発効時期)

第13条 発注者から受注者に対する文書による通知は発信の日から、受注者から発注者に対する文書による通知は受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(契約の内容変更等)

第14条 発注者は必要があるときは、受注者と協議のうえこの契約の内容を変更し、又は履行を中止させ、若しくは契約を解除することができる。

(公開の禁止)

第15条 受注者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。業務終了後もまた同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、修繕料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第17条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入(妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)などをいう。以下この条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関する訴えは、横浜地方裁判所の管轄に属するものとする。

(協議事項)

第19条 この契約に定めのない事項及び発注者と受注者との間に紛争又は疑義を生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の証として契約書2通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成28年11月9日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇

受注者 東京都中央区日本橋箱崎町41番12号
ヤマハサウンドシステム株式会社
代表取締役社長 宮脇 精一

不動産の取得について

鎌倉近郊緑地特別保全地区内の土地を次のとおり取得するものとする。

平成28年12月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市十二所字和泉谷467番1	山林	19,855.00m ²	19,855.61m ²
鎌倉市十二所字和泉谷469番8	山林	18,990.00m ²	18,990.23m ²
合計		38,845.00m ² (約11,750.6坪)	38,845.84m ² (約11,750.9坪)

2 取得価格 194,229,200円

3 所有者

[REDACTED]
[REDACTED] 外6名

(別紙一覧表のとおり)

別紙一覧表

所在地番	地目	公簿面積 (m ²)	取得面積 (m ²)	所有者住所	所有者名	持分
鎌倉市 十二所字和泉谷 467番1	山林	19,855.00	19,855.61	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
鎌倉市 十二所字和泉谷 469番8	山林	18,990.00	18,990.23	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
合計 2筆		38,845.00	38,845.84			

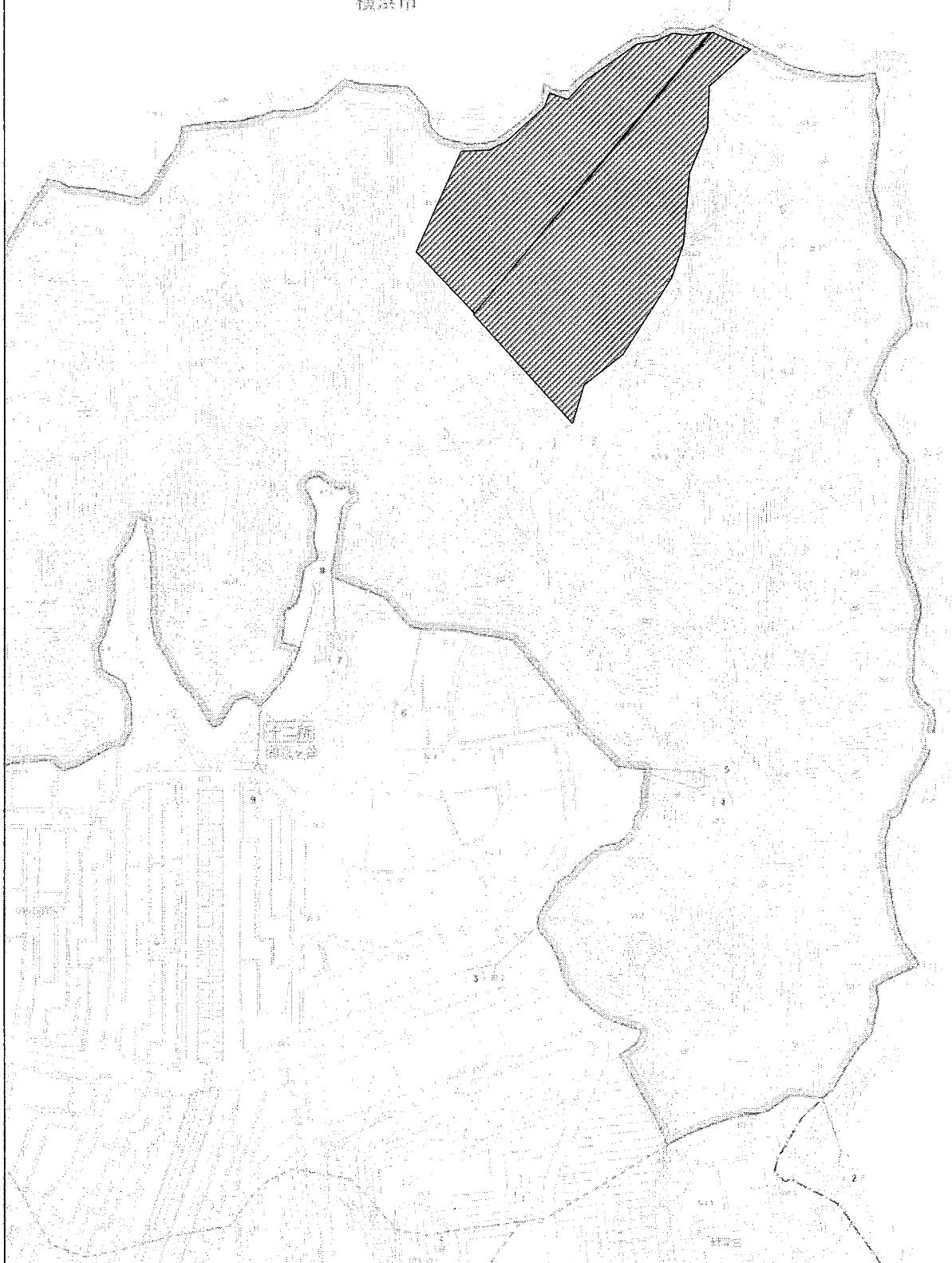
案内図

凡 例

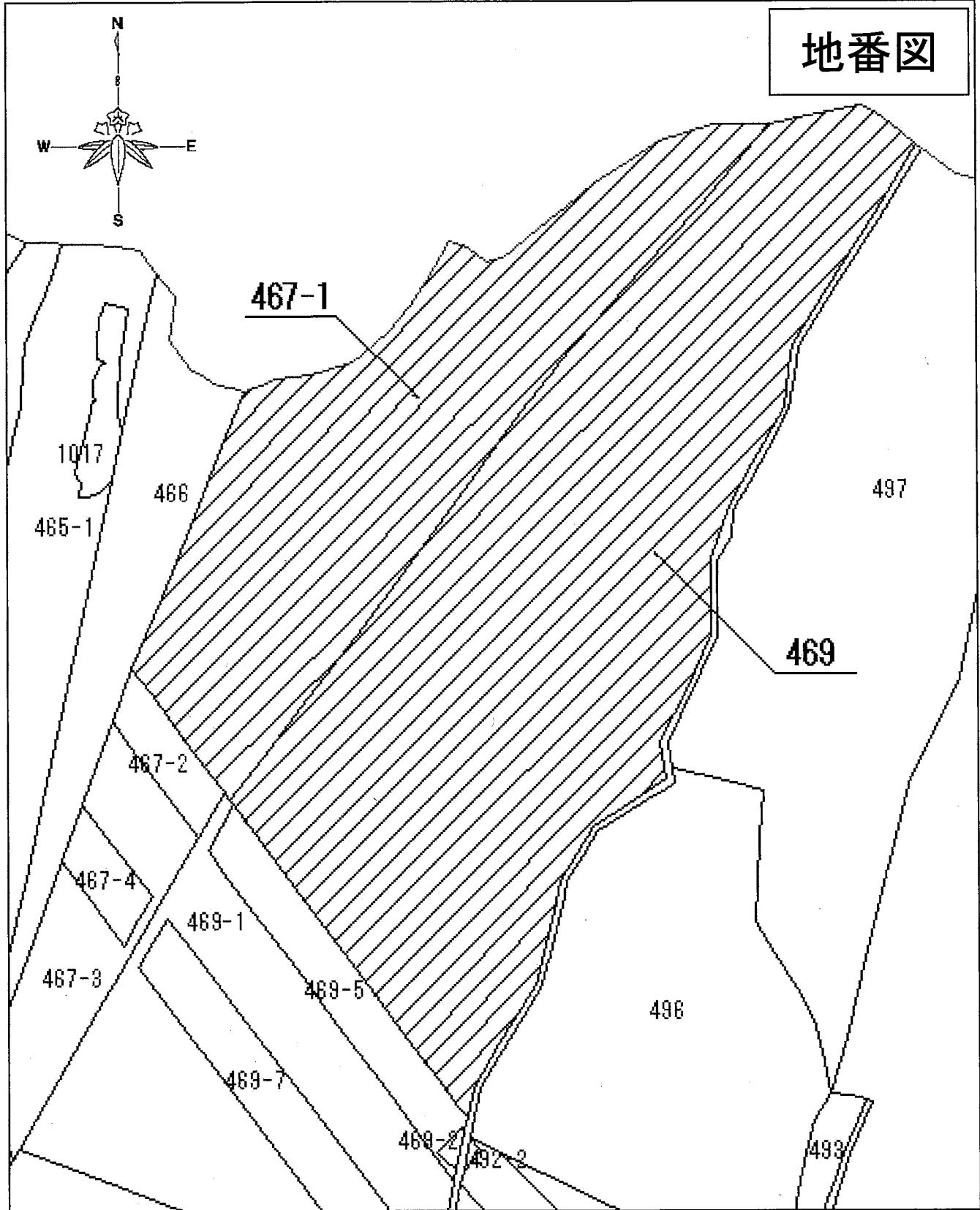
近郊緑地特別保全地区界

用地取得対象地

横浜市



地番図



不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成28年12月7日提出

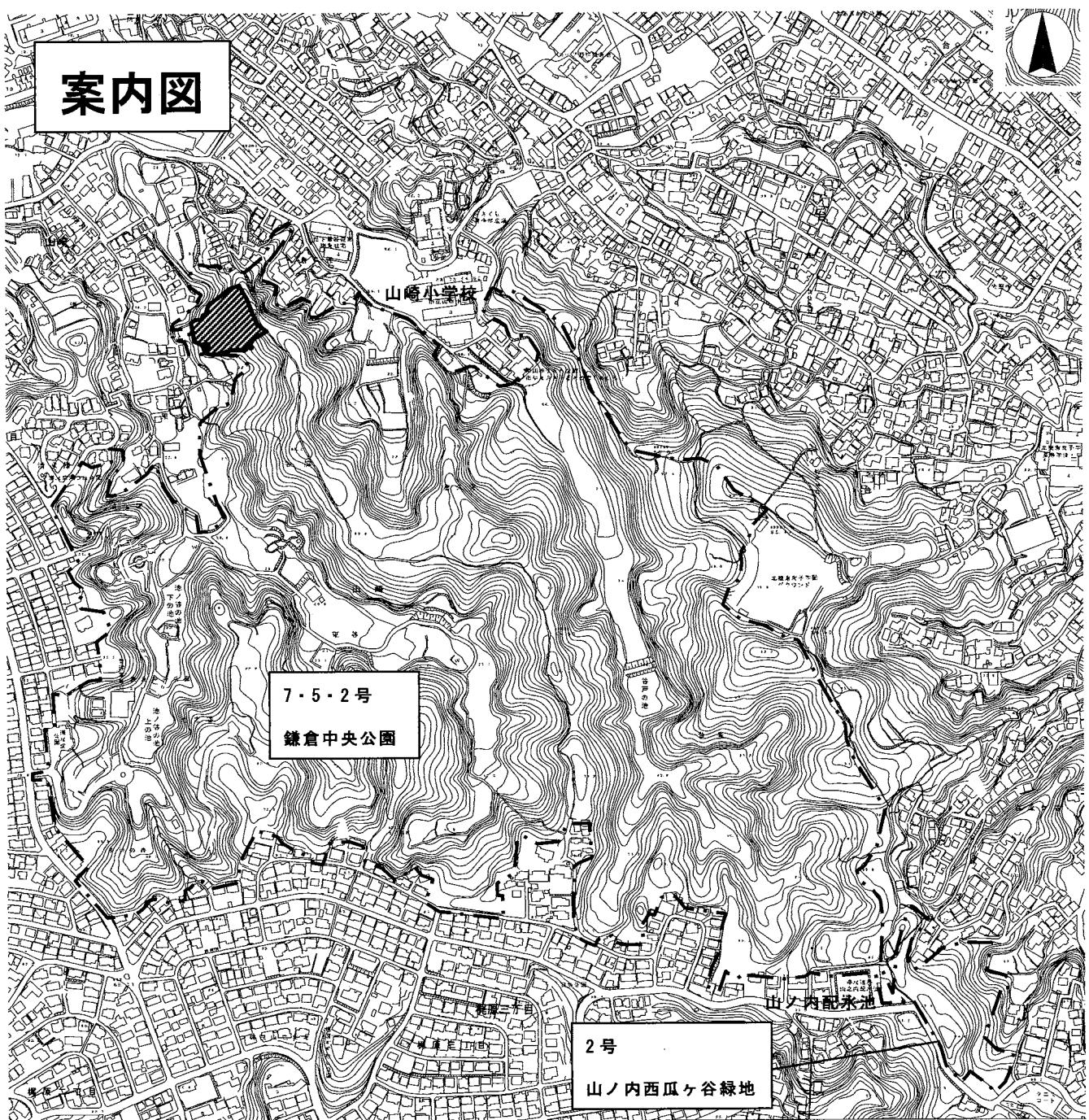
鎌倉市長 松尾 崇

1 取得土地

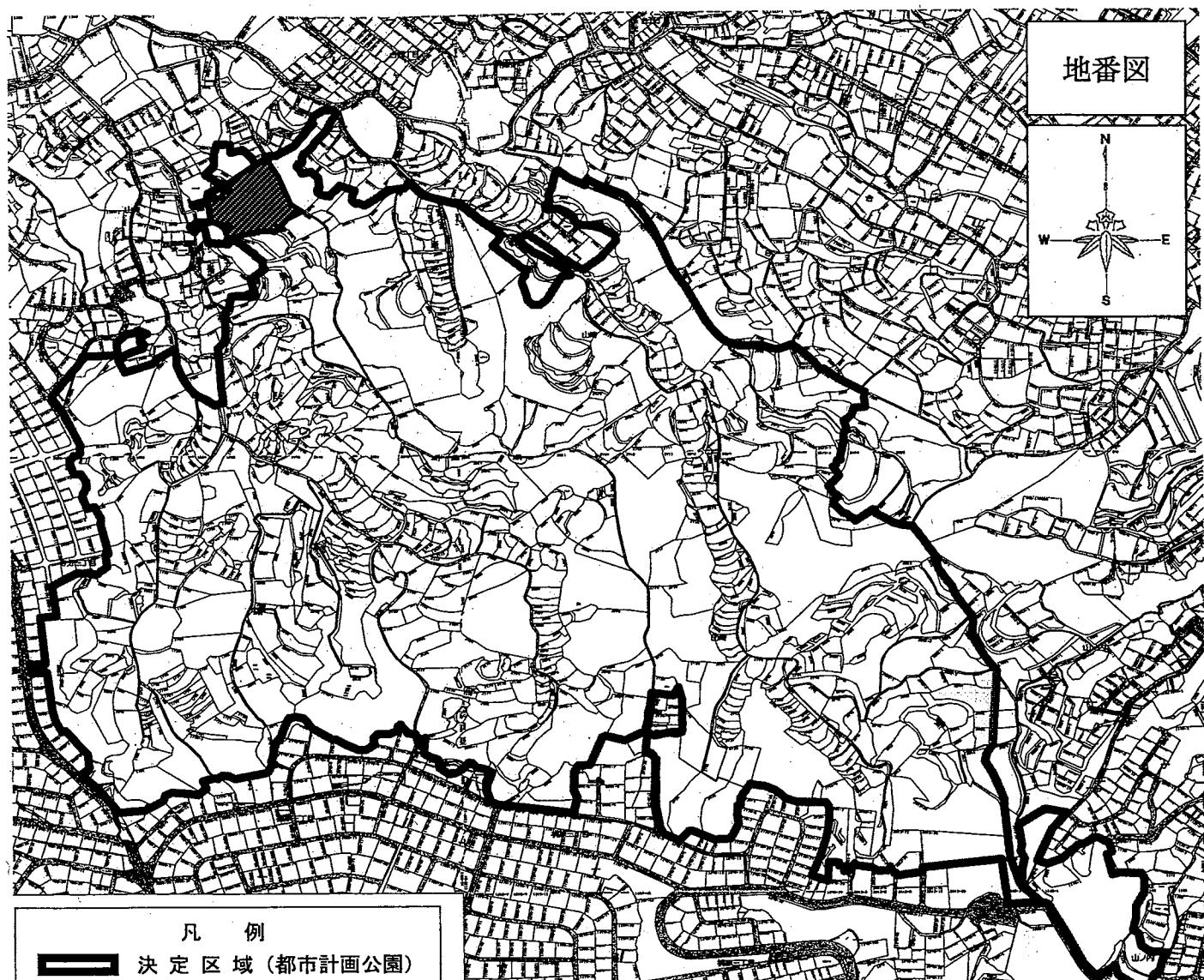
所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字谷脇1850番	山林	360.00m ²	360.00m ²
鎌倉市山崎字谷脇1880番	山林	2,254.00m ²	2,254.00m ²
鎌倉市山崎字谷脇1881番	原野	2,690.00m ²	2,690.00m ²
合計		5,304.00m ² (約1,604.5坪)	5,304.00m ² (約1,604.5坪)

2 取得価格 89,107,200円

3 所有者



都市計画決定区域



議案第 59 号

不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成28年12月7日提出

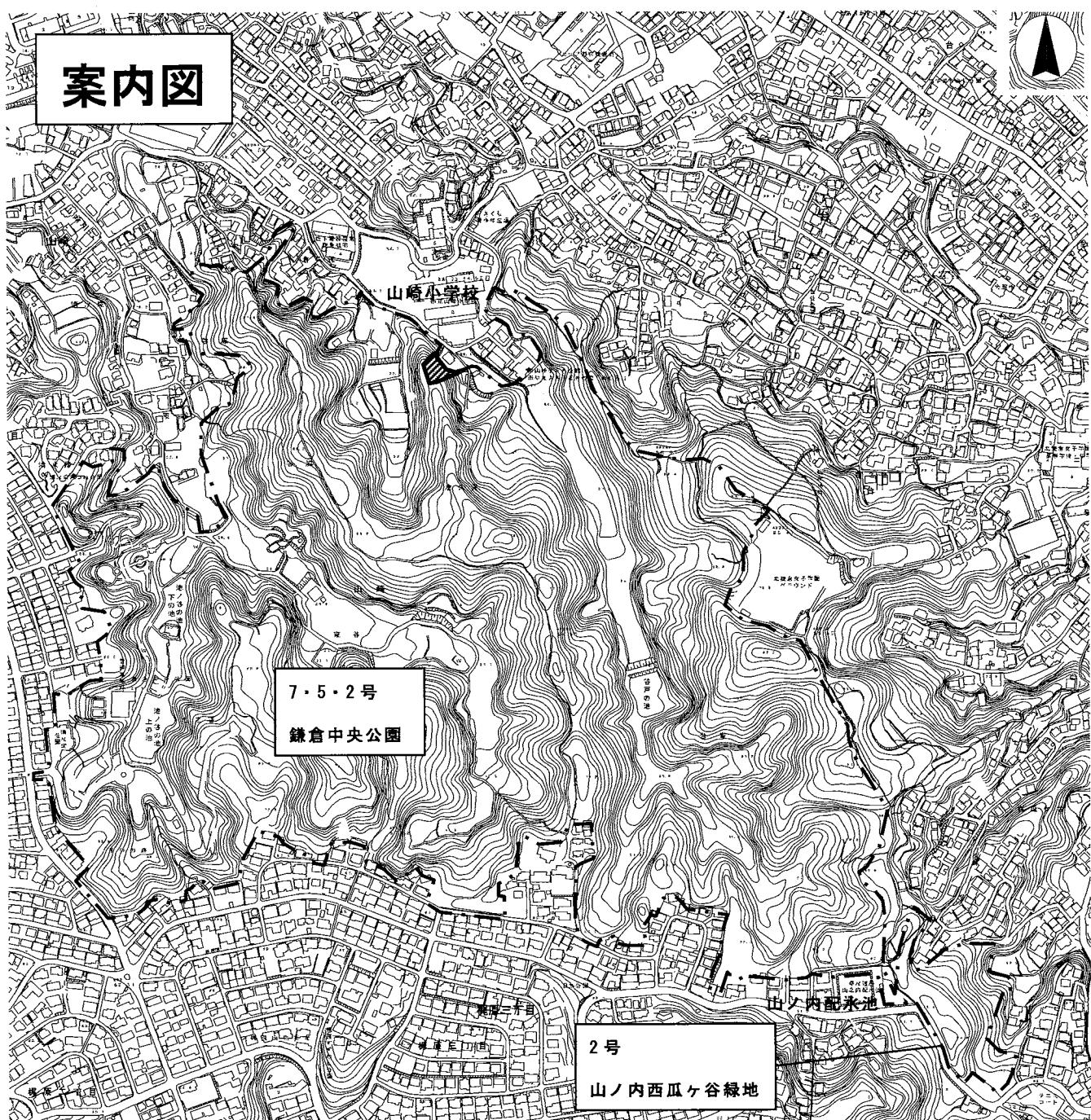
鎌倉市長 松尾 崇

1 取得土地

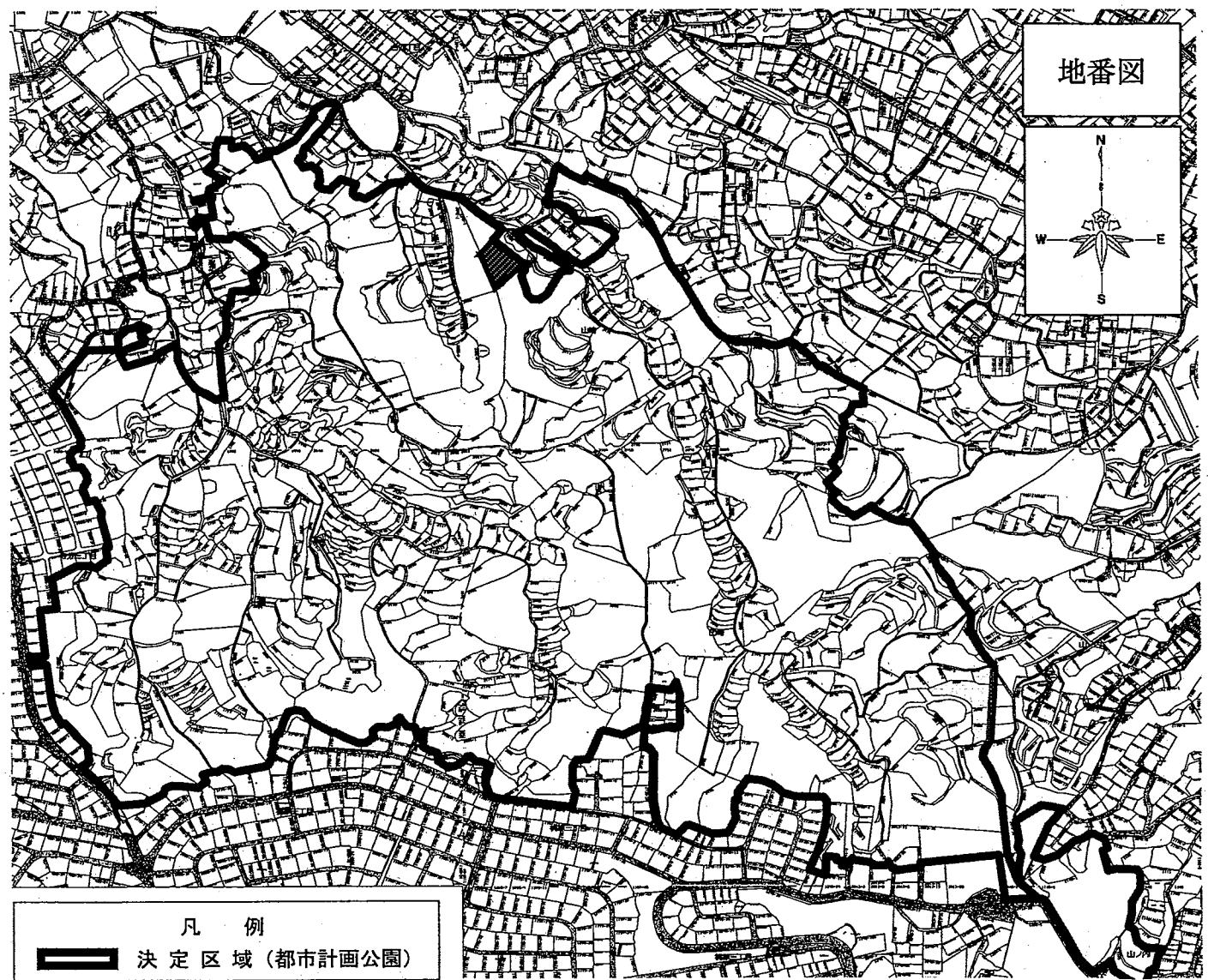
所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字倉久保2400番	山林	1,586.00m ² (約479.8坪)	1,586.00m ² (約479.8坪)

2 取得価格 25,376,000円

3 所有者



都市計画決定区域



不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成28年12月7日提出

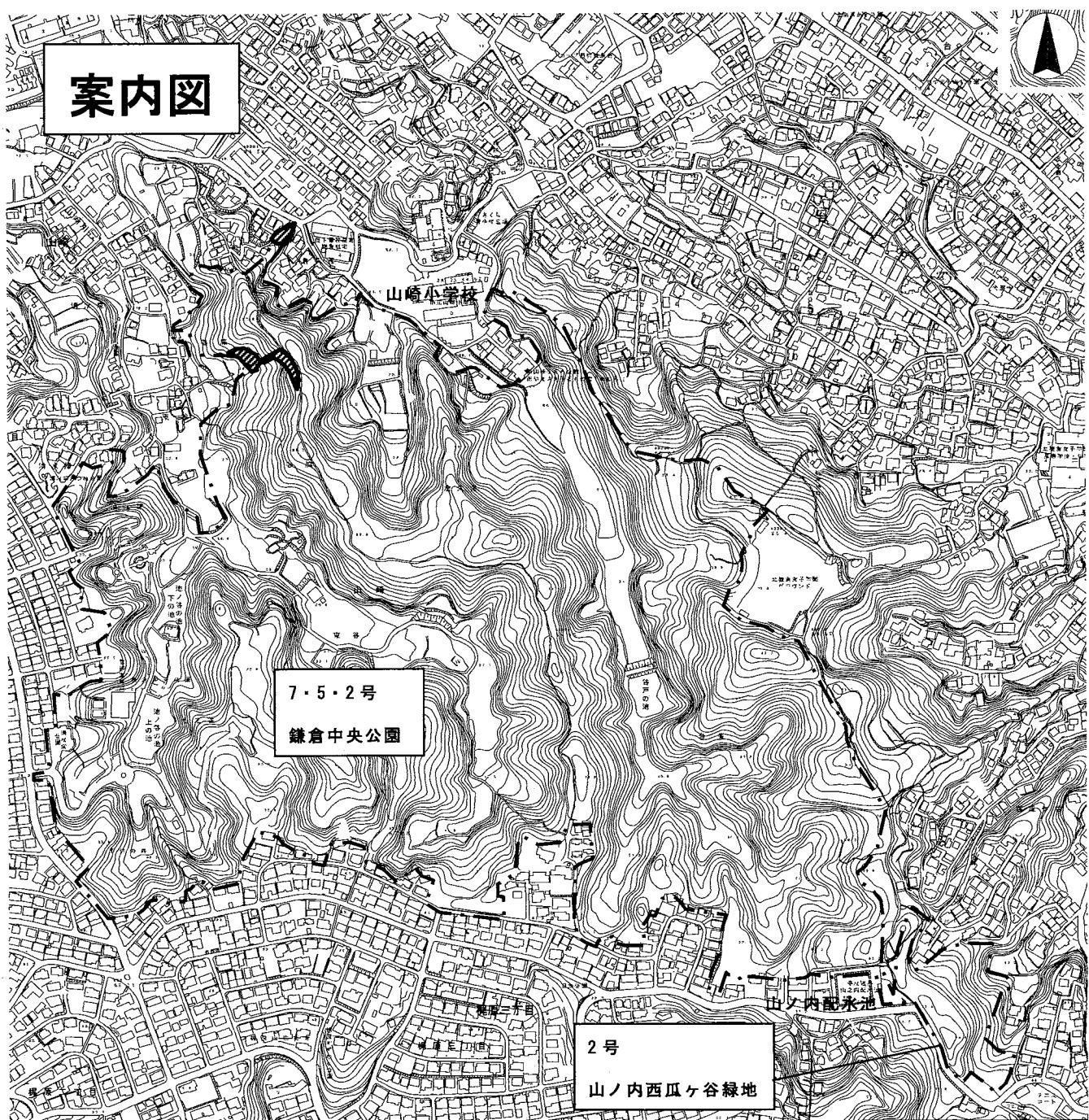
鎌倉市長 松尾 崇

1 取得土地

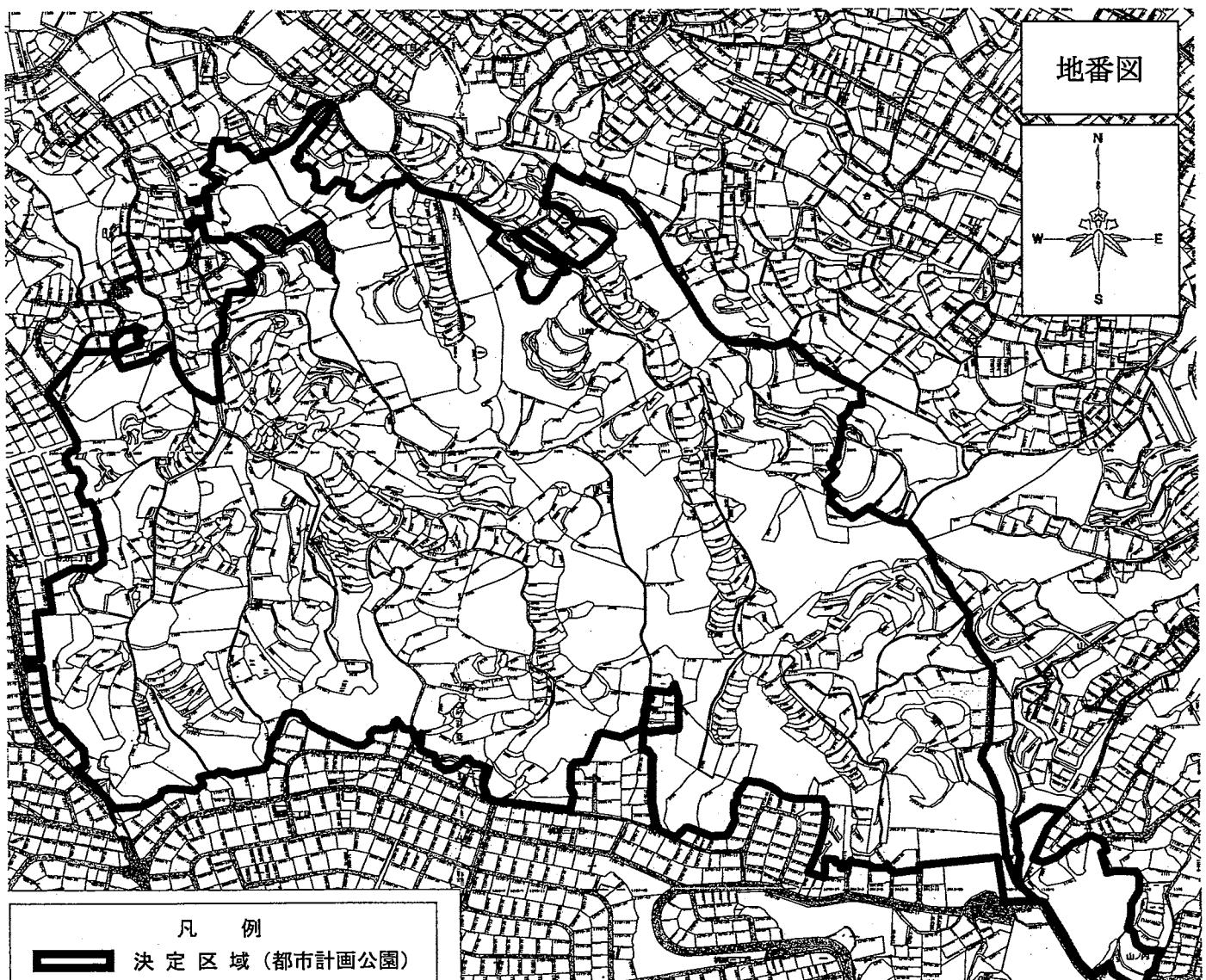
所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字谷脇1845番	畠	499.00m ²	499.00m ²
鎌倉市山崎字谷脇1884番	山林	287.00m ²	287.00m ²
鎌倉市山崎字谷脇1885番 ・1886番合併	山林	366.00m ²	366.00m ²
鎌倉市山崎字倉久保2334番1	山林	225.00m ²	225.00m ²
合 計		1,377.00m ² (約416.5坪)	1,377.00m ² (約416.5坪)

2 取得価格 23,636,700円

3 所有者



都市計画決定区域



不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成28年12月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

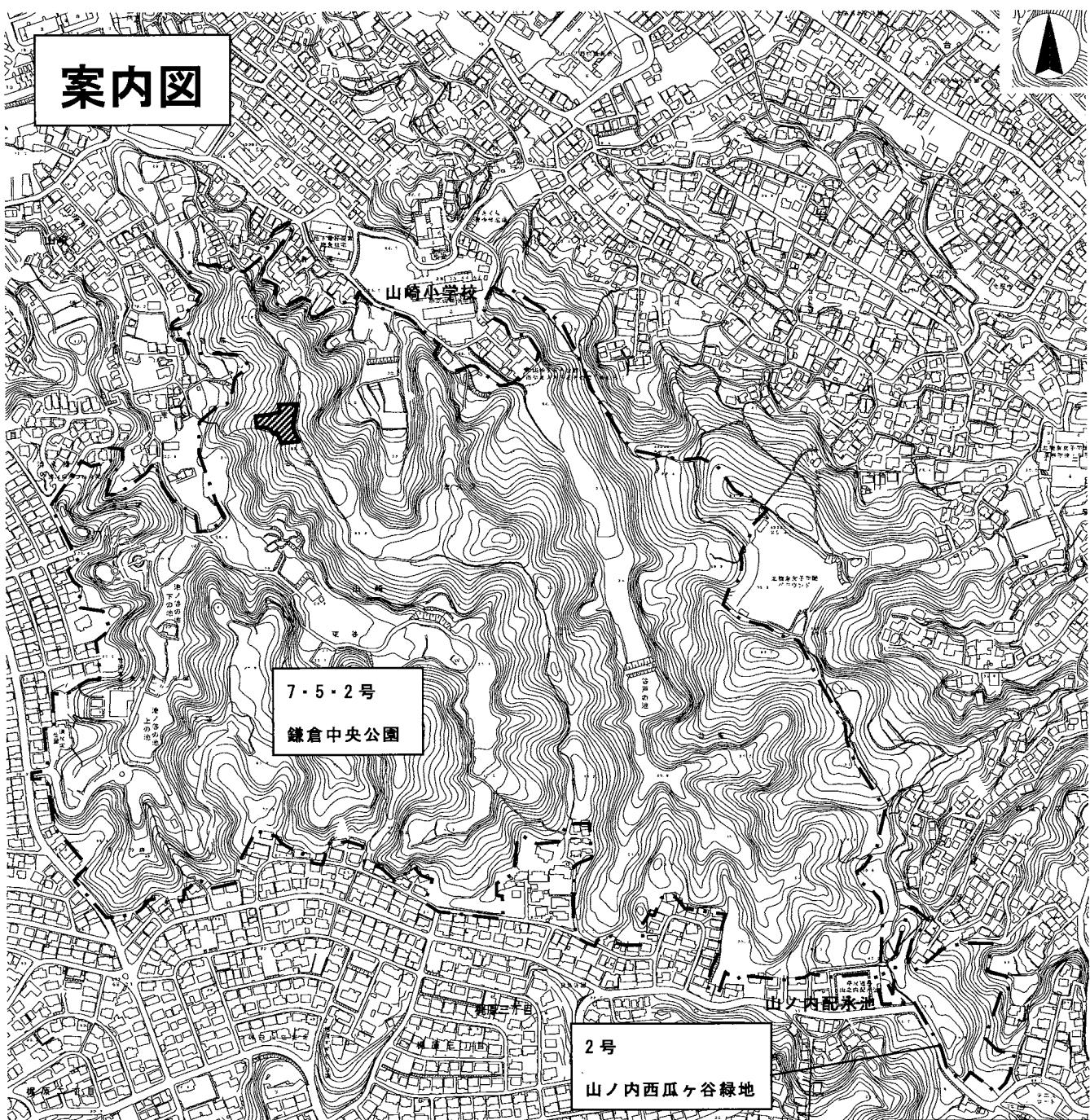
1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字谷脇1890番	山林	244.00m ²	244.00m ²
鎌倉市山崎字谷脇1891番	山林	816.00m ²	816.00m ²
合計		1,060.00m ² (約320.7坪)	1,060.00m ² (約320.7坪)

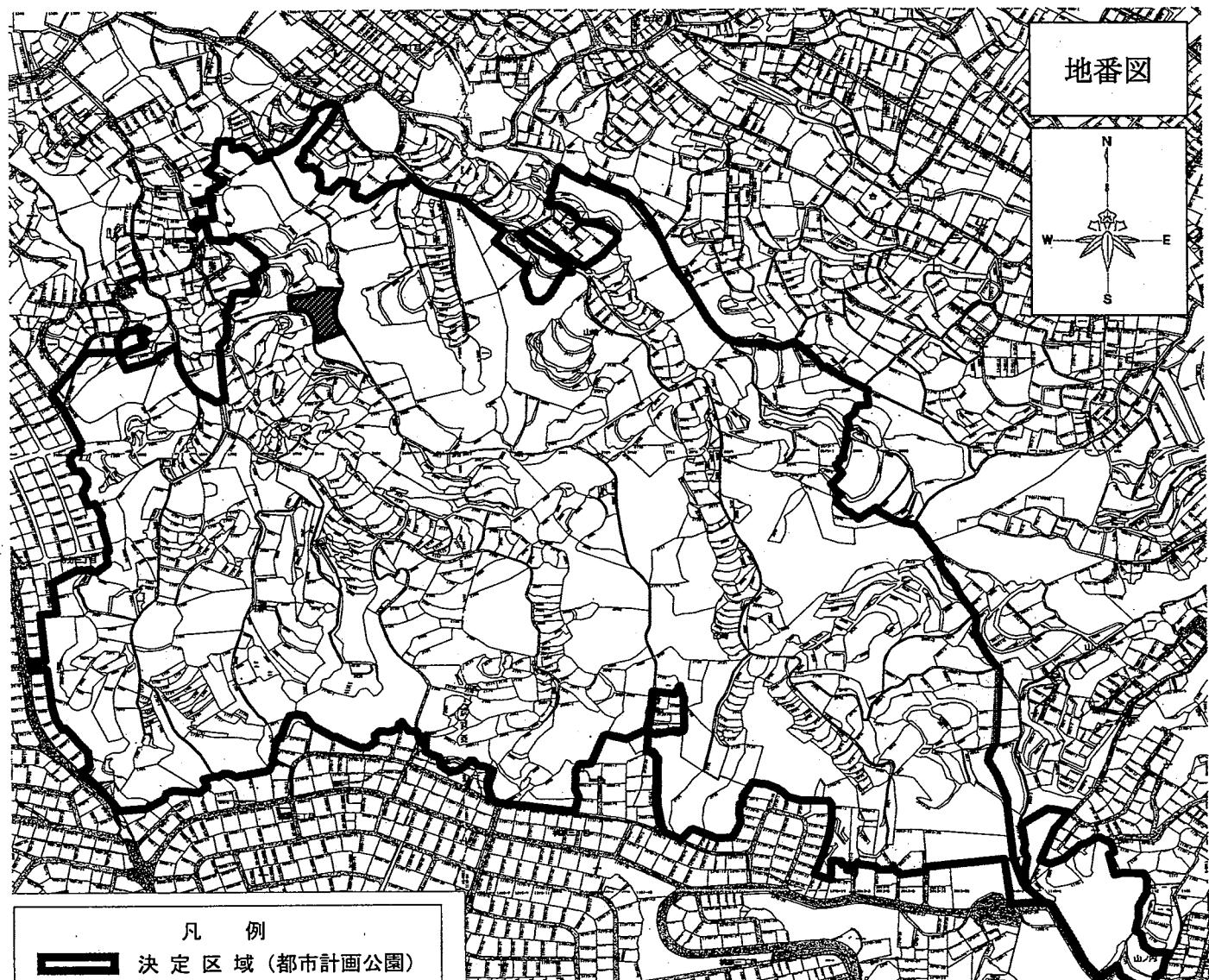
2 取得価格 17,808,000円

3 所有者

案内図



都市計画決定区域



不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成28年12月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字倉久保2343番2 外27筆	山林外	12,704.55m ² (約3,843.1坪)	12,704.55m ² (約3,843.1坪)

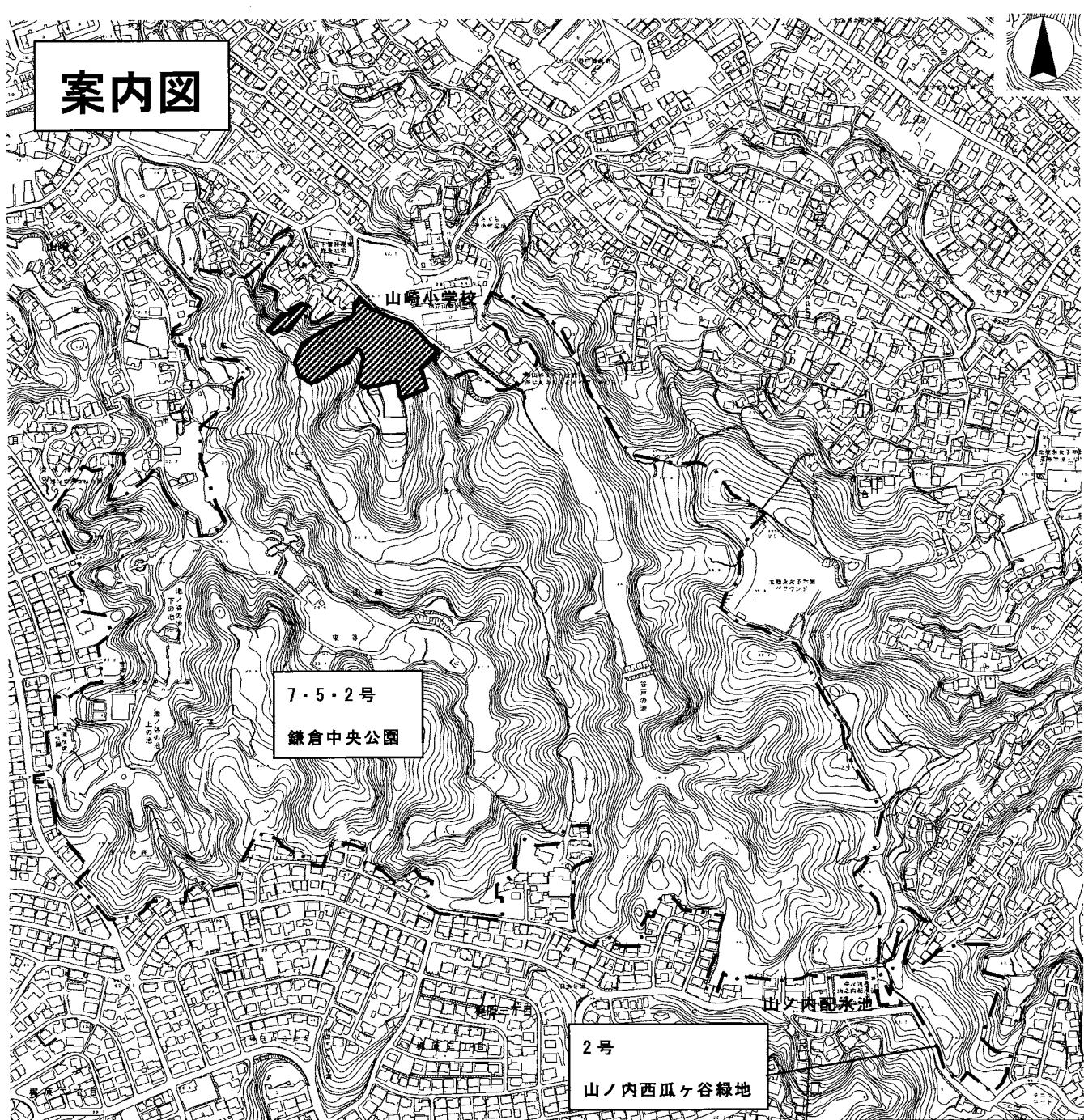
別紙一覧表のとおり

2 取得価格 273,147,825円

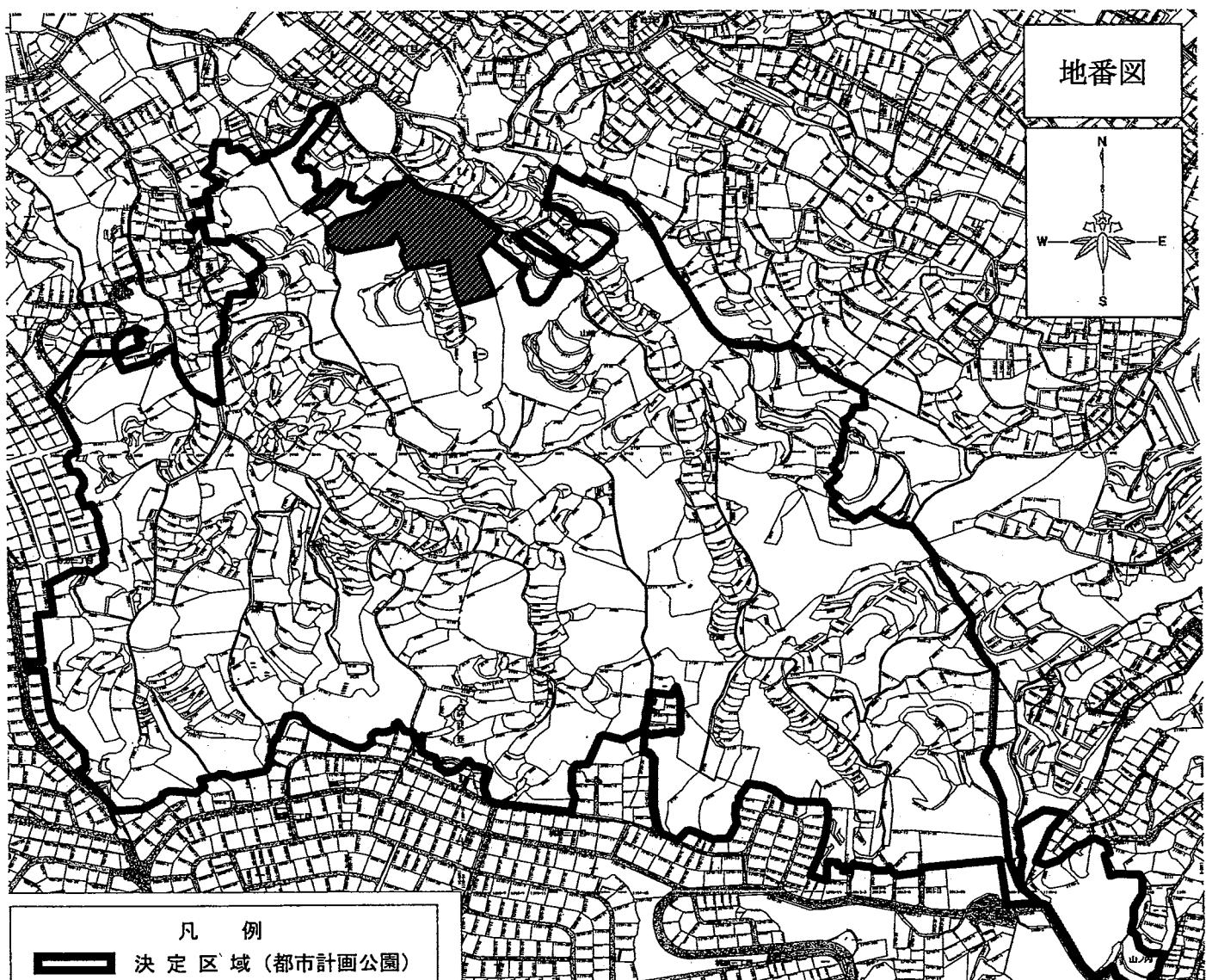
3 所有者 東京都中央区日本橋本町一丁目7番2号
野村ファシリティーズ株式会社
代表取締役 定塚 淳一

別紙一覧表

	所在 地 番	地目	公簿面積(m ²)	取得面積(m ²)
1	鎌倉市山崎字倉久保2343番2	山林	1,161.00	1,161.00
2	鎌倉市山崎字倉久保2348番	宅地	536.46	536.46
3	鎌倉市山崎字倉久保2349番	宅地	110.94	110.94
4	鎌倉市山崎字倉久保2350番	宅地	190.61	190.61
5	鎌倉市山崎字倉久保2351番	宅地	21.48	21.48
6	鎌倉市山崎字倉久保2352番	宅地	383.47	383.47
7	鎌倉市山崎字倉久保2353番	山林	323.00	323.00
8	鎌倉市山崎字倉久保2354番2	原野	2,634.00	2,634.00
9	鎌倉市山崎字倉久保2380番2	雑種地	267.00	267.00
10	鎌倉市山崎字倉久保2380番3	宅地	29.75	29.75
11	鎌倉市山崎字倉久保2385番2	雑種地	155.00	155.00
12	鎌倉市山崎字倉久保2385番3	宅地	56.19	56.19
13	鎌倉市山崎字倉久保2386番	雑種地	674.00	674.00
14	鎌倉市山崎字倉久保2386番2	雑種地	221.00	221.00
15	鎌倉市山崎字倉久保2387番	宅地	191.73	191.73
16	鎌倉市山崎字倉久保2388番	雑種地	79.00	79.00
17	鎌倉市山崎字倉久保2389番	雑種地	218.00	218.00
18	鎌倉市山崎字倉久保2390番	宅地	142.14	142.14
19	鎌倉市山崎字倉久保2391番	宅地	188.42	188.42
20	鎌倉市山崎字倉久保2392番	宅地	74.38	74.38
21	鎌倉市山崎字倉久保2393番	宅地	66.11	66.11
22	鎌倉市山崎字倉久保2394番	宅地	218.18	218.18
23	鎌倉市山崎字倉久保2395番	宅地	19.83	19.83
24	鎌倉市山崎字倉久保2396番	宅地	95.86	95.86
25	鎌倉市山崎字倉久保2397番	雑種地	195.00	195.00
26	鎌倉市山崎字倉久保2398番1	山林	3,600.00	3,600.00
27	鎌倉市山崎字倉久保2398番2	山林	79.00	79.00
28	鎌倉市山崎字倉久保2399番	山林	773.00	773.00
	合 計		12,704.55	12,704.55



都市計画決定区域



不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成28年12月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字倉久保2344番1	山林	341.00m ²	341.00m ²
鎌倉市山崎字倉久保2344番2	山林	341.00m ²	341.00m ²
合計		682.00m ² (約206.3坪)	682.00m ² (約206.3坪)

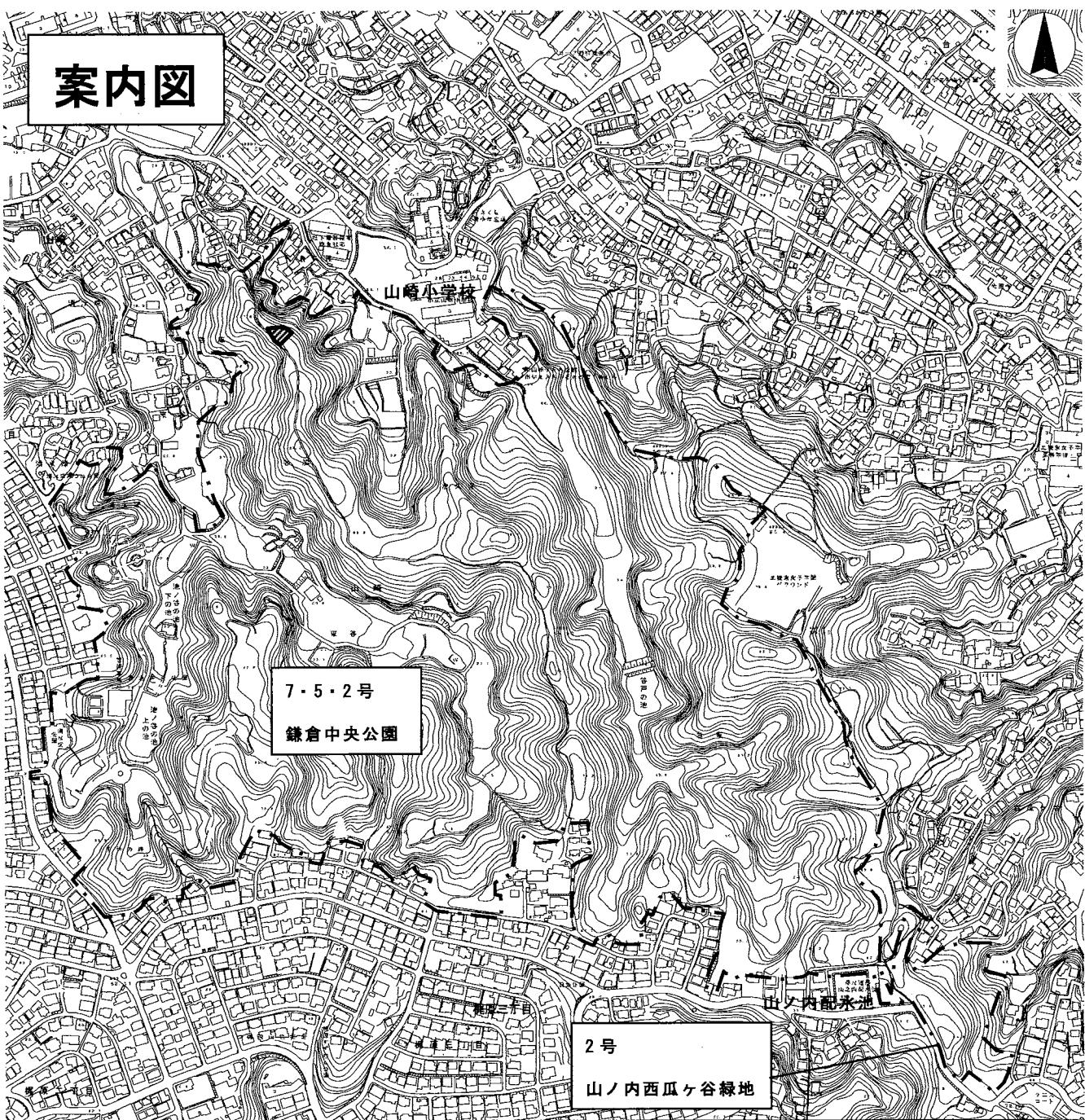
2 取得価格 11,662,200円

3 所有者 鎌倉市山崎866番地

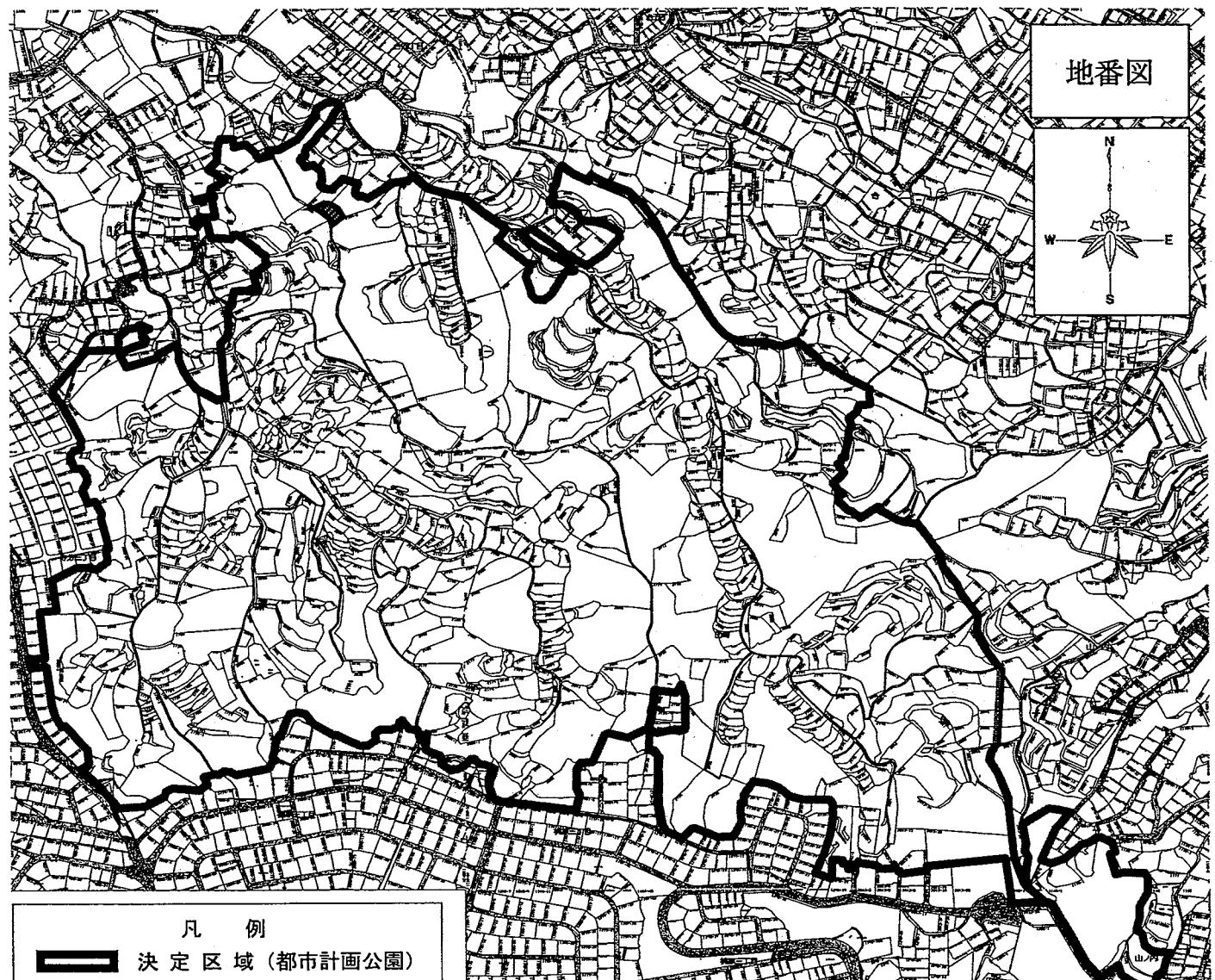
サンリース内海有限会社

代表取締役 内 海 勉

案内図



都市計画決定区域



不動産の取得について

山ノ内西瓜ヶ谷緑地用地を次のとおり取得するものとする。

平成28年12月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1148番	山林	998.00m ² (約301.9坪)	998.00m ² (約301.9坪)

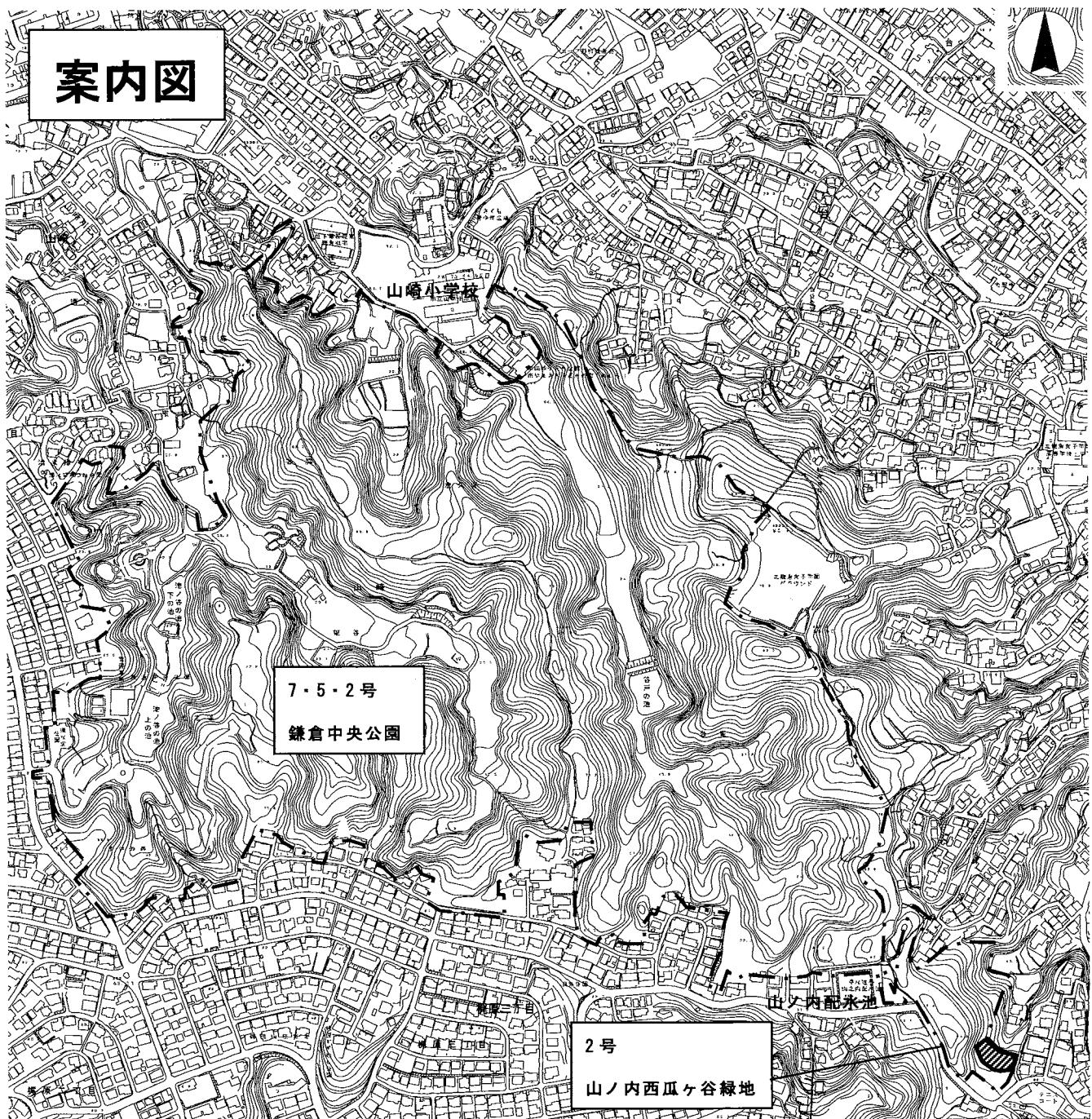
2 取得価格 17,065,800円

3 所有者 鎌倉市山ノ内570番地3

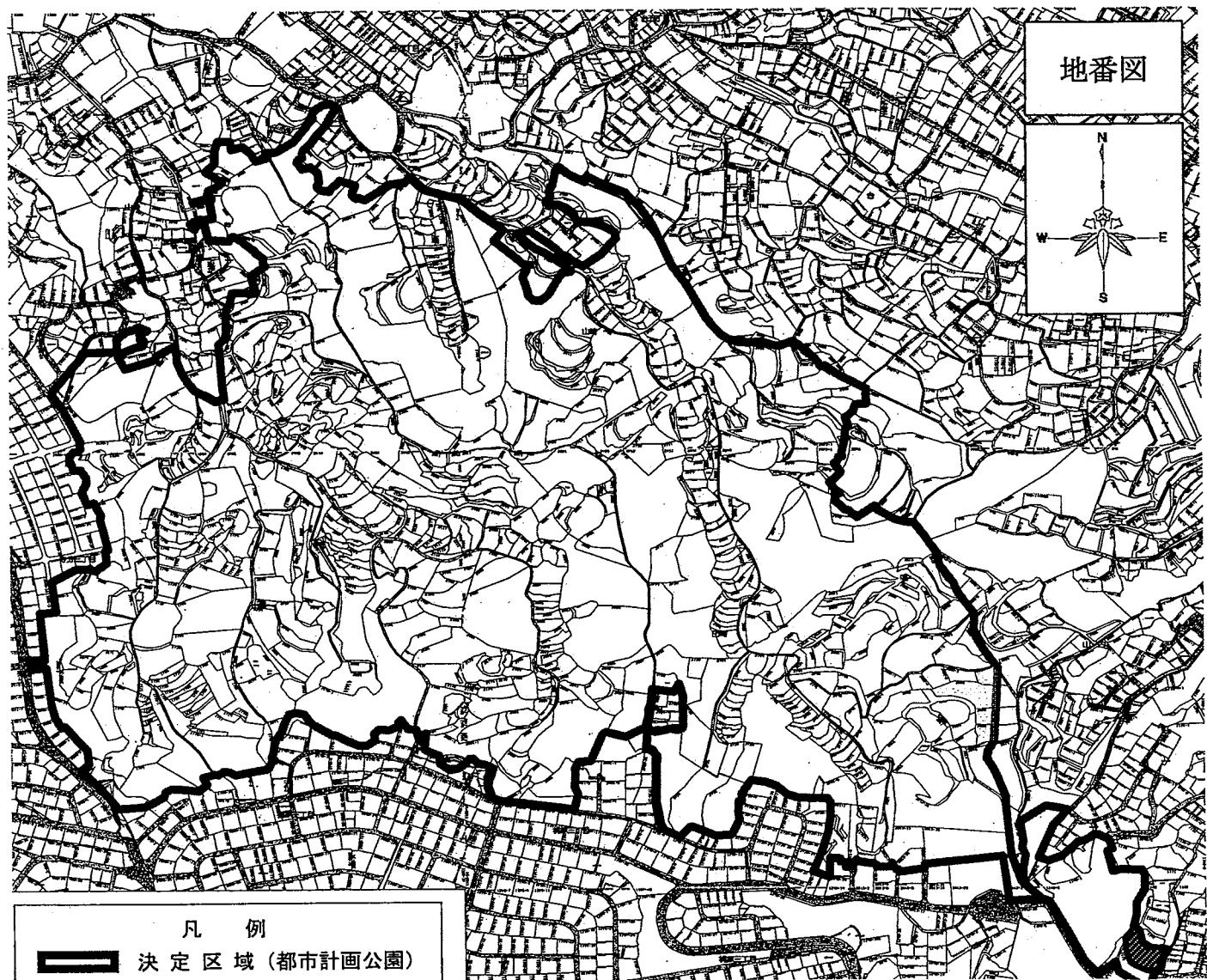
有限会社ジーエムケー

代表取締役社長 小泉 権七

案内図



都市計画決定区域



指定管理者の指定について

鎌倉市子育て支援センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成28年12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉子育て支援センター

深沢子育て支援センター

大船子育て支援センター

2 指定管理者となる団体

横浜市神奈川区西神奈川一丁目 9 番地の 1

社会福祉法人青い鳥

理事長 飯 田 美 紀

3 指定の期間

平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月 31 日まで

指定管理者の指定について

鎌倉市子育て支援センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成28年12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

玉縄子育て支援センター

2 指定管理者となる団体

鎌倉市玉縄二丁目525番地1－310号

N P O 法人ほっとスペースたまりば

理事長 石坂 尚代

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

指定管理者の指定について

鎌倉市子ども会館及び鎌倉市子どもの家の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成28年12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市腰越子ども会館

鎌倉市山崎子ども会館

鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」

鎌倉市やまさき子どもの家「めじろ」

2 指定管理者となる団体

横浜市西区北幸一丁目4番1号 天理ビル9F

株式会社明日香

代表取締役 斎 藤 浩 子

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

指定管理者の指定について

鎌倉市老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成28年12月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 公の施設の名称

腰越地域老人福祉センター

2 指定管理者となる団体

東京都豊島区東池袋1丁目44番3号 池袋ISPタマビル

企業組合労協センター事業団

代表理事 藤田 徹

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 69 号

作業センター業務に起因する事故による市の
義務に属する損害賠償の額の決定について

平成28年 6月 27日、 [REDACTED] で発生した作業
センター業務に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定め
る。

平成28年12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 6,480円

2 損害賠償の相手方
[REDACTED]
[REDACTED]

議案第 70 号

埋蔵文化財確認調査に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

平成28年10月12日、[REDACTED]で発生した埋蔵文
化財確認調査に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定め
る。

平成28年12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 63,720円

2 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]

議案第 71 号

鎌倉市農業委員会の委員の定数等に関する条例の
制定について

鎌倉市農業委員会の委員の定数等に関する条例を次のように定め
る。

平成28年12月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

(提案理由)

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会委員の選出方法が市町村長による任命制に変更となり、委員の定数を条例で定めることとされたことからこれを定めるとともに、委員の選定について調査審議する鎌倉市農業委員選定委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市農業委員会の委員の定数等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、鎌倉市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の定数を定めるとともに、鎌倉市農業委員選定委員会（以下「選定委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、13人とする。

(選定委員会)

第3条 市長の諮問に応じ、農業委員の選定について調査審議するため、選定委員会を置く。

- 2 選定委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、農業に関し知識経験を有する者及び農業に關係を有する団体が推薦する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 選定委員の任期は、3年とする。ただし、選定委員が欠けた場合の補欠の選定委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 選定委員は、再任されることができる。
- 6 選定委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例及び農業委員会の選任による議会推薦委員の定数に関する条例の廃止）

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鎌倉市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（昭和32年6月条例第9号）
- (2) 鎌倉市農業委員会の選任による議会推薦委員の定数に関する条例（平成17年2月条例第11号）

(経過措置)

3 第2条及び前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する農業委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する間における農業委員の定数については、なお従前の例による。

議案第 72 号

鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

平成29年 4 月 1 日付で組織の見直しを行うものである。

鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例

鎌倉市事務分掌条例（平成7年12月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

経営企画部

行革推進部

総務部

防災安全部

歴史文化観光部

市民部

こどもみらい部

健康福祉部

環境部

まちづくり部

都市景観部

都市整備部

第2条の表経営企画部の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を削り、同項第7号中「文化推進」を「公共施設の再編」に改め、同号を同項第4号とし、同項第8号中「人権及び男女共同参画」を「市有財産」に改め、同号を同項第5号とし、同項の次に次の1項を加える。

行革推進部

- (1) 行財政改革についての事項
- (2) 地域情報化についての事項
- (3) コンプライアンスについての事項

第2条の表総務部の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同表防災安全部の項の次に次の1項を加える。

歴史文化観光部

- (1) 文化推進についての事項
- (2) 観光についての事項

第2条の表市民活動部の項の項名を「市民部」に改め、同項第3号中「観光」を「人権」に改め、同表まちづくり景観部の項の項名を「まちづくり部」に改め、同項第4号中「都市景観」を「都市拠点の整備」に改め、同項第5号を削り、同表都市調整部の項を次のように改める。

都市景観部

- (1) 都市景観についての事項
- (2) 開発事業の調整についての事項
- (3) 開発及び建築の指導についての事項
- (4) 緑地の保全及び緑化についての事項

第2条の表拠点整備部の項を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(大船駅周辺整備事務所設置条例の廃止)
- 2 鎌倉市大船駅周辺整備事務所設置条例（昭和62年6月条例第5号）は、廃止する。
(手数料条例の一部改正)
- 3 鎌倉市手数料条例（平成12年3月条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部総務部関係の款の前に次の1款を加える。

経営企画部関係

1 土地境界査定図の交付	土地境界査定図交付 手数料	300円
2 土地の境界の査定に関する証明 の申請に対する審査	土地境界承認申請手 数料	300円

別表市長の部総務部関係の款中第7項及び第8項を削り、第9項を第7項とし、同部市民活動部関係の款の款名を「市民部関係」に改め、同部まちづくり景観部関係の款を削り、同部都市調整部関係の款の款名を「都市景観部関係」に改め、同款に次の1項を加える。

112 神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条の規定に基づく屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置の許可の申請に対する審査	屋外広告物許可申請 手数料	(1) はり紙 100枚 (枚数が100枚未満であるとき又はその枚数に100枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は100枚として計算する。)につき 500円 (2) はり札及び電柱又は街灯柱を利用するものの 1枚につき 50円 (3) 電車、自動車等の外面を利用するものの 1台につき 500円 (4) 広告塔、広告板又はアーケードに設置
---	------------------	---

するもの及び案内板
　照明装置のないもの　1基につき
　1,500円（広告等に
　使用される面の表
　面積が5平方メー
　トルを超えるときは、1,500円にその
　超える5平方メー
　トル又はその端数
　ごとに1,500円を加
　算した額）

　照明装置のあるもの　1基につき
　2,400円（広告等に
　使用される面の表
　面積が5平方メー
　トルを超えるときは、2,400円にその
　超える5平方メー
　トル又はその端数
　ごとに2,400円を加
　算した額）

(5) アーチ
　　照明装置のないもの　1基につき
　　6,000円

　　照明装置のあるもの　1基につき
　　9,000円

(6) アドバルーン
　　照明装置のないもの　1個につき
　　1,000円

　　照明装置のあるもの　1個につき
　　1,500円

(7) 立看板
　　1基につき 100円

(8) のぼり旗
　　1本につき 100円

(9) 広告幕
　　1張につき 200円

(10) 標識柱を利用する
　　もの　1枚につき
　　50円

別表備考中「都市調整部」を「都市景観部」に改める。

議案第 73 号

鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成28年12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

雇用保険法の一部改正に伴い、引用条項等を整備するものである。

鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の退職手当に関する条例（昭和30年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「、その者が退職の際勤務していた市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 退職職員（退職した鎌倉市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた市の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の鎌倉市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における鎌倉市職員の退職手当に関する条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月

数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零））とする。

- 3 新条例第10条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の鎌倉市職員の退職手当に関する条例（以下この項及び第5項において「旧条例」という。）第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であつて施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第10条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する鎌倉市職員の退職手当に関する条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する鎌倉市職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 74 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、特定再生可能エネルギー発電設備の固定資産税に関する課税標準額の特例割合を定めるとともに、グリーン化特例による軽自動車税の軽減措置の適用期限を延長するものである。

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第8項各号列記以外の部分中「第6号」を「第7号」に、「、第39項」を「、第33項、第39項」に改め、同項第4号中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 法附則第15条第33項第1号の割合 2分の1
- (7) 法附則第15条第33項第2号の割合 3分の1

付則第11項から第13項までの規定中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「平成28年度分」を「平成29年度分」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第11項から第13項までの改正規定及び次項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の付則第11項から第13項までの規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 75 号

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市西鎌倉子ども会館及び鎌倉市岩瀬子ども会館の管理運営に当たり指定管理者制度を導入するため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例

鎌倉市子ども会館条例（昭和45年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表鎌倉市腰越子ども会館の項の次に次のように加える。

鎌倉市西鎌倉子ども会館

別表に次のように加える。

鎌倉市岩瀬子ども会館

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 76 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市にしかまくら子どもの家「こまどり」の位置及び利用定員並びに鎌倉市いわせ子どもの家「うぐいす」の名称、位置及び利用定員を改めるとともに、両施設の管理運営に当たり指定管理者制度を導入するため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鎌倉市にしかまくら子どもの家「こまどり」の項中「同 津西一丁目16番36号」を「同 津1069番地」に、「39人」を「76人」に改め、同表鎌倉市いわせ子どもの家「うぐいす」の項を次のように改める。

鎌倉市いまいづみ子どもの家「うぐいす」	同 今泉二丁目13番1号	68人
---------------------	--------------	-----

別表第2 鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」の項の次に次のように加える。

鎌倉市にしかまくら子どもの家「こまどり」

別表第2に次のように加える。

鎌倉市いまいづみ子どもの家「うぐいす」

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 77 号

鎌倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するための人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するための人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

(提案理由)

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、主任介護支援専門員の資格に更新制度が導入されたことから、地域包括支援センターの職員に係る基準について整備するものである。

鎌倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するための人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するための人員等に関する基準を定める条例（平成27年3月条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「包括的支援センター」を「地域包括支援センター」に改める。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「主任介護支援専門員研修」の次に「(以下「主任研修」という。)」を、「修了した者」の次に「であって、主任研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内にあるもの（同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了したものと除く。）又は最後に主任更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内にあるもの」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度までに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「主任研修」という。）を修了した者に対する改正後の第3条第1項第3号の規定の適用については、同号中「主任研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成23年度までに主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成31年3月31日までの間
平成24年度又は平成25年度に主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成32年3月31日までの間

平成28年度鎌倉市一般会計
補正予算（第4号）

平成28年度鎌倉市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ579,750千円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,227,087千円と
する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」によ
る。

平成28年12月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
55 国庫支出金		7,751,026	416,806	8,167,832
	10 国庫補助金	2,144,789	416,806	2,561,595
60 県支出金		3,385,597	5,832	3,391,429
	10 県補助金	943,034	5,832	948,866
80 繰越金		619,418	144,790	764,208
	5 繰越金	619,418	144,790	764,208
85 諸収入		2,148,865	12,322	2,161,187
	15 貸付金元利収入	1,537,330	12,322	1,549,652
歳 入 合 計		61,647,337	579,750	62,227,087

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
10 総務費		6,974,324	3,186	6,977,510
	10 徴稅費	742,919	3,186	746,105
15 民生費		24,982,998	440,846	25,423,844
	5 社会福祉費	12,895,024	432,098	13,327,122
	10 児童福祉費	9,958,020	8,748	9,966,768
20 衛生費		5,669,446	135,718	5,805,164
	10 清掃費	3,795,163	135,718	3,930,881
歳 出 合 計		61,647,337	579,750	62,227,087

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
15 民 生 費	05 社会福祉費	腰越地域老人福祉センター整備事業	千円 27,044
15 民 生 費	05 社会福祉費	臨時福祉給付金給付事業	416,806
45 土 木 費	10 道路橋りょう費	道路維持修繕事業 (市道 060-018号線外)	23,307
45 土 木 費	10 道路橋りょう費	砂押川沿い歩道整備事業	148,770

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
腰越地域老人福祉センター 管 理 運 営 事 業 費	平成 28 年 度 か ら 平成 32 年 度 ま で	千円 120,252
鎌倉市子育て支援センター (鎌倉・深沢・大船) 管 理 運 営 事 業 費	平成 28 年 度 か ら 平成 33 年 度 ま で	113,940
鎌倉市子育て支援センター (玉縄) 管 理 運 営 事 業 費	平成 28 年 度 か ら 平成 33 年 度 ま で	32,162
(仮 称) 由 比 ガ 浜 こ ど も セ ン タ 一 電 気 保 安 管 理 事 業 費	平成 28 年 度 か ら 平成 29 年 度 ま で	224
子ども会館・子どもの家 (腰越・山崎)管理運営事業費	平成 28 年 度 か ら 平成 31 年 度 ま で	129,600
鶴 岡 八 幡 宮 裏 公 衆 ト イ レ 修 繕 事 業 費	平成 28 年 度 か ら 平成 29 年 度 ま で	25,758
J R 北 鎌 倉 駅 仮 改 札 開 設 工 事 等 事 業 費	平成 28 年 度 か ら 平成 31 年 度 ま で	71,000

議案第 79 号

平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第4号）

平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の補正是、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成28年12月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 繼越明許費補正

款	項	事業名	金額
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道(汚水)改築事業 (長谷汚水幹線)	45,339 千円
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道(雨水)築造事業 (小袋谷右岸排水区)	59,249
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道(汚泥処理設備) 詳細設計事業	23,000

議案第 80 号

平成28年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第1号）

平成28年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,533千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,703,833千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
45 繰越金		7,595	4,533	12,128
5 繰越金		7,595	4,533	12,128
歳 入 合 計		16,699,300	4,533	16,703,833

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
30 諸支出金		7,601	4,533	12,134
5 償還金及び還付加算金		7,601	4,533	12,134
歳 出 合 計		16,699,300	4,533	16,703,833

報告第 17 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成28年7月3日、鎌倉市由比ガ浜三丁目5番4号先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年12月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 損害賠償の額 278,100円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

3 処分の日 平成28年10月4日